

令和8年 第13回 福岡市東区選挙管理委員会

令和8年9月18日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第51号 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について
- 2 議案第52号 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について
- 3 議案第53号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について
- 4 議案第54号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 5 議案第55号 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について
- 6 議案第56号 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

< 次 回 >

委員会 令和8年10月20日（火）午前10時30分～

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 9 年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者
 - (1) 名簿に登載する者の数 46 人
 - (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者
 - (1) 名簿に登載する者の数 46 人
 - (2) 名簿に登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 検察審査会法第 10 条の規定による。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録)をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

議案第 52 号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和 9 年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 登載する者の数 494 人
- 2 登載する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条の規定による。

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載(公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録)をされている氏名、住所及び生年月日の記載(次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録)をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

議案第 53 号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和8年9月18日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

移替えを延期する期間

令和8年10月10日から令和8年11月15日まで

(根拠)

・ 議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

第十七条（登録の移替え）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

議案第 54 号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和 8 年 11 月 15 日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 8 年 9 月 18 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

郵便等をもって発送を開始する日

令和 8 年 10 月 31 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第 53 条第 1 項、第 59 条の 4 第 4 項、第 65 条の 13 第 1 項による読替後の第 53 条第 1 項の規定による。

第五十三条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、

（略）投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。（略）

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

第五十九条の四（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

法第四十九条第二項に規定する選挙人は、（略）選挙の期日前四日まで、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員

長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

- 4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、(略) 投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議案第 55 号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和8年9月18日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和8年10月30日

(根拠)

・議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

第五十九条の五の四（特定国外派遣隊員の不在者投票の特例）

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、（略）投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。（略）

議案第 56 号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和8年11月15日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和8年9月18日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

福岡市東区箱崎二丁目54番1号
福岡市東区選挙管理委員会事務局

(根拠)

・議決 公職選挙法第49条の規定による。

第四十九条（不在者投票）

前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

(略)

※前条第一項の規定

第四十八条の二（期日前投票）

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務（略）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産じょくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。